

# 福岡県公報

平成十七年八月三日  
第二千四百二十号  
増刊 ①

## 目次

告 示 (第千四百八十六号)

○福岡県造林事業補助金交付規程の一部を改正する告示 (緑化推進課) …………… 一

## 告 示

福岡県告示第千四百八十六号

福岡県造林事業補助金交付規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成十七年八月三日

福岡県知事 麻 生 渡

福岡県造林事業補助金交付規程の一部を改正する告示

福岡県造林事業補助金交付規程 (昭和五十四年十一月福岡県告示第千六百七十六号) の一部を次のように改正する。

別表一を次のように改める。



別表三を次のように改める。

別表3 資源循環林整備事業

事業の区分		事業主体	事業の規模	補助金の額	事業の実施要件			
流域循環資源林整備事業	育成単層林整備	整理伐	1 施行地につき、0.1ヘクタール以上	当該事業に要した経費について、知事が査定した額の40パーセント	市町村森林整備事業計画に基づき行う事業とする。			
		単層林改良						
		人工造林						
		保				植	下刈	
							雪起こし	
							倒木起こし	
						栽	除伐	
							間伐	
							型	特定高齢級間伐
		育				天然更新型	下刈	
							雪起こし	
							除伐	
	間伐		特定高齢級間伐					
			枝打ち a・b					
	育成単層林作業路							
	育成複層林整備	整理伐	1 施行地につき、0.1ヘクタール以上	1 事業主体につき、4.0ヘクタール以上（ただし、生産森林組合が事業主体の場合には3.0ヘクタール以上、森林施業計画の認定を受けた者及び市町村と森林整備に関する協定を締結した森林所有者が事業主体の場合には、0.5ヘクタール以上）				
		受光伐					抜き伐り	
							枝払い	
		樹下植栽等						
		複層林改良						
		保					植	下刈
								雪起こし
								倒木起こし
							栽	除伐
								間伐
								型
育		天然更新型					下刈	
	雪起こし							
	除伐							
	間伐	特定高齢級間伐						
		枝打ち a・b						
育成複層林作業路								
整備事業	機能増進保育	1 施行地につき、0.1ヘクタール以上 1 事業主体につき、4.0ヘクタール以上（ただし、生産森林組合が事業主体の場合には3.0ヘクタール以上、森林施業計画の認定を受けた者及び市町村と森林整備に関する協定を締結した森林所有者が事業主体の場合には、0.5ヘクタール以上）						
	特定間伐							
	誘導伐					抜き切り		
						枝払い		
	樹下植栽等							
	長期育成循環改良							
	保					植	下刈	
							雪起こし	
							倒木起こし	
						栽	除伐	
							間伐	
							型	特定高齢級間伐
育	天然更新型	下刈						
		雪起こし						
		除伐						
	間伐	特定高齢級間伐						
		枝打ち a・b						
長期育成循環作業路								
付帯施設等整備	林内作業場等 林床保全整備 高性能林業機械作業路 鳥獣害防止施設 鳥獣害防止施設等整備	鳥獣害防止施設 鳥獣害防止施設等整備	鳥獣害防止施設等 標識類等					

附 則

この告示は、公布の日から施行し、改正後の福岡県造林事業補助金交付規程の規定は、平成十七年度の補助金から適用する。

発行  
福岡県(福岡市博多区東公園七番七号)  
福岡県(総務部行政経営企画課)

印刷  
福岡市東区箱崎ふ頭六丁目六番四一  
株式会社 弘文社

定価 一箇月二、三五〇円(税込・郵便料別)